

保護者様

上小岩第二小学校給食部

長期欠席に伴う給食費返金の流れ

江戸川区教育委員会学務課給食保健係からの通知により、

令和4年度5月から、給食費返金の内容が以下のように変わります。

① 保護者から連絡を受ける。

給食を止める期間（休む期間）を聴取する。

年 月 日～ 年 月 日（ 日間）

※返金できるのは、連絡があった日の3日後で、給食を停止する日が4日間以上続く場合。（3日未満の場合は返金できません。）

（例：返金しない場合）

日	月	火	水	木	金	土
	把握	→		停止①	停止②	
	停止③	再開				

（例：返金する場合）

日	月	火	水	木	金	土
					把握	→
→			停止①	停止②	停止③	
	停止④	再開				

※返金できるのは、連続して5日以上休む場合。また、給食を提供しない土日祝日は含まない。

② 担任、栄養士に給食を止める期間を連絡する。

③ 栄養士から担任→保護者に「給食停止届」を配布。（児童の復帰後でも可）

④ 栄養士から事務室へ「給食停止届」を提出。

⑤ 後日、学校から保護者へ、振り込みで返金。

（相殺はせず、手続き完了後、保護者の口座へ返金分を入金する。）

問い合わせ先：03-3673-0993

担当：原田 根本